

平成十一年十二月九日提出
質問第一三三号

在日外国人の福祉サービスの利用の促進に関する質問主意書

提出者 福島 豊

在日外国人の福祉サービスの利用の促進に関する質問主意書

大阪府では平成八年に在日外国人高齢者の福祉サービスの周知と利用状況の実態調査を行った。また、平成十年には大阪市社会福祉協議会が、生野区を対象として福祉サービスの利用状況の実態調査を行った。以上の調査では、日本人高齢者に比べて在日外国人高齢者の福祉サービスの利用率が低いことが明らかにされた。この理由としては、日本語の識字率が低い事などによる情報の入手の困難さ、また福祉サービスが受けられないのではないかという誤解、また福祉サービスのあり方が、在日外国人の文化的な背景に配慮したものではなく利用に困難を生じさせている事など指摘されている。

平成十二年度より介護保険制度が施行される事となっており、その円滑な導入が望まれるが、その施行にあたっては在日外国人の抱える福祉サービスの利用についての問題に対して適切な施策を講じることは緊急の課題である。以上をふまえ、次の事項につき質問する。

- 一 政府の在日外国人の福祉サービスの利用状況についての認識は如何。
- 二 政府は介護保険制度の施行にあたって在日外国人が不利益を被ることがないように、その事前の広報周知活動や要介護認定に関する申請において格別の配慮を講ずるべきと考えるが如何。

三 政府は福祉サービスの提供にあたって、在日外国人利用者の生活状況や文化的背景などにも考慮を払った、サービスの提供を促進すべきと考えるが如何。

右質問する。